

防人育（事）第157号
令和2年3月31日
防人育（事）第443号
一部改正 令和2年12月25日

陸上幕僚長 殿

事務次官
(公印省略)

即応予備自衛官育成協力企業給付金支給要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、令和2年4月1日から適用することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

即応予備自衛官育成協力企業給付金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、即応予備自衛官育成協力企業給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給付金の趣旨)

第2 この給付金は、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第2条第4号に規定する予備自衛官補（一般）から任用された予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が即応予備自衛官への任用に必要な知識及び技能を修得するための教育訓練（以下単に「教育訓練」という。）に安んじて参加するためには、一般公募予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、雇用企業からも協力を得ることが必要不可欠であることから、雇用企業の積極的な協力の確保を図るために支給するものである。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用企業 一般公募予備自衛官（災害招集命令等を受け、自衛官となっている者を含む。以下同じ。）を雇用する法人その他の団体及び個人営業主をいう。ただし、国、地方公共団体及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人は除くものとする。
- (2) 担当地方協力本部 一般公募予備自衛官を雇用する事業所の所在地の属する都道府県の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部をいう。
- (3) 担当地方協力本部長 担当地方協力本部の長をいう。

(給付金の支給要件)

第4 給付金は、次の各号のいずれにも該当する雇用企業に対し、予算の範囲内において支給することができる。

- (1) 一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - イ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- (2) 一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
- (3) 雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。

(4) 一般公募予備自衛官が即応予備自衛官に任用されたときに雇用関係を有すること。

(給付金の額)

第5 給付金の額は、雇用企業が雇用している一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用者1人につき560,000円とする。ただし、第13の規定による場合は、この限りでない。

(給付金の支給機関)

第6 給付金の支給機関は、担当地方協力本部とする。

(給付金の支給の申請)

第7 担当地方協力本部長は、雇用企業に雇用されている一般公募予備自衛官が教育訓練の参加を志願したとき又は教育訓練期間中に一般公募予備自衛官が新たな企業に雇用されたときは、給付金の支給を受けようとする雇用企業から、別記様式第1による即応予備自衛官育成協力企業給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）に、第4第1号及び第2号に規定する要件を満たすことを証明するに足りる書類を添えて提出させるものとする。

(給付金の支給の認定及び通知)

第8 担当地方協力本部長は、第7の規定による給付金の支給の申請があったとき及び第10の規定による支給申請書の記載事項の変更届出があったときは、その記載内容を審査し、第4に規定する支給要件を満たしていると認めたときは、別記様式第2による即応予備自衛官育成協力企業給付金支給認定通知書を当該雇用企業に送付するものとする。

(給付金の支給及び支払い方法)

第9 担当地方協力本部長は、第8の規定により支給要件を満たしていると認めたときは、一般公募予備自衛官が教育訓練を修了し即応予備自衛官に任用された日の属する月の翌月の末日までに、当該雇用企業に対し、給付金を支給するものとする。

2 給付金の支払いは、雇用企業が指定する金融機関への振込みにより行うものとする。

(支給申請書の記載事項に変更があった場合等の届出)

第10 担当地方協力本部長は、給付金の支給申請を受けている雇用企業と一般公募予備自衛官との雇用関係が終了したときは、別記様式第3による一般公募予備自衛官雇用関係終了届出書を、雇用企業の提出した支給申請書の記載事項に変更があったときは、別記様式第1による即応予備自衛官育成協力企業給付金変更届出書を、所要の書類を添えて、雇用企業から速やかに提出させるものとする。

(給付金の不支給認定、認定の取消し及び通知等)

第11 担当地方協力本部長は、一般公募予備自衛官が教育訓練を修了することができなかったとき又は給付金の支給申請を提出している雇用企業において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、給付金を不支給とするものとする。

- (1) 第4に規定する支給要件を満たさなくなったとき。
- (2) 給付金の支給を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いたとき。
- (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第73条第2項の規定に反し、その雇用する一般公募予備自衛官に対し、予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたとき。

2 担当地方協力本部長は、給付金を支給した後において、前項各号に掲げる事由が判明した場合は、給付金の返納を求めるものとする。

3 担当地方協力本部長は、給付金の不支給認定をしたときは、別記様式第4による即応予備自衛官育成協力企業給付金不支給認定通知書を、支給の認定を取消すときは別記様式第5による即応予備自衛官育成協力企業給付金認定取消通知書を、給付金の返納を求めるときは別記様式第6による即応予備自衛官育成協力企業給付金返納通知書を、当該雇用企業に送付するものとする。

(加算金及び延滞金)

第12 担当地方協力本部長は、第11第2項の規定により既に支給した給付金の返納を求めるときは、給付金を支給した日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利7.3パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として求めるものとする。

2 担当地方協力本部長は、第11第2項の規定により既に支給した給付金の返納を求めた場合において、これが納期日までに納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として求めるものとする。

(給付金の減額)

第13 担当地方協力本部長は、教育訓練期間中の一般公募予備自衛官と新たに雇用関係を有した雇用企業へ給付金を支給するときは、給付金の額に、雇用関係を有したときから教育訓練が修了するまでの教育訓練日数を総教育訓練日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支払うものとする。

(担当地方協力本部長の責務)

第14 担当地方協力本部長は、給付金の趣旨及び本要綱の定めに基づき、適正に給付金の支給を行い、もって雇用企業の協力を得て、一般公募予備自衛官が教育

訓練及び災害招集等に応じやすい環境を整備するように努めるものとする。

(報告)

第15 陸上幕僚長は、各年度における給付金の支給額等の実績について、別記様式第7による即応予備自衛官育成協力企業給付金支給実績報告書により、当該各年度の翌年度の6月末日までに防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第16 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は陸上幕僚長が定めるものとする。

(給付金の支給の申請の特例)

第17 この通達の施行の際現に教育訓練の参加を志願し、又は教育訓練を受けている一般公募予備自衛官を雇用し、この通達の適用の日以後も引き続き当該一般公募予備自衛官を雇用している雇用企業に対し、担当地方協力本部長は、第7の規定による給付金の支給の申請をさせるものとする。

別記様式第 1

年 月 日提出

自衛隊〇〇地方協力本部長 殿

申請者 住 所

法人名
(法人番号：)
代表者名：

即応予備自衛官育成協力企業給付金支給申請(変更届出)書

即応予備自衛官育成協力企業給付金の支給を受けたく、裏面記載の「了解事項」を了解の上、申請します。(即応予備自衛官育成協力企業給付金支給申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。)

① 対象一般公募 予備自衛官	住所	
	ふりがな 氏名	-----
② 雇 用 期 間 の 定 め		1. 有 (契約期間 年 月 から 年 月まで) (契約更新条項 イ. 有 ロ. 無) 2. 無 (1年以上雇用する見込み イ. 有 ロ. 無)
③ 週 所 定 労 働 時 間		1. 週平均30時間以上 2. 週平均30時間未満
④ 訓 練 出 頭 時 等 の 措 置		
⑤ 振込先金融機関	振込機関	銀行・金庫・その他() 店
	ふりがな 口座名義	-----
	口座番号	当座・普通 番号：
⑥ 対象一般 公募予備自 衛官雇用事 業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	担当責任者の職 ・氏名・連絡先	役職 氏名 (電話番号 - -)

なお、申請書の記載事項が真正であることを申し添えます。また、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出ます。

添付書類

- ① 次のいずれの要件も満たすことを確認し得る書類の写し(雇用契約書、雇入通知書、雇用実態証明書、就業規則、賃金台帳、源泉徴収票、給与支払報告書等の写し)
 - ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - イ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- ② 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し(労働協約、就業規則等の場合は対象となる部分)

(支給申請書裏面)

《了解事項》

- 1 私は、この申請(変更届出)書の提出にあたり、支給の認定に係る審査に必要な書類を担当地方協力本部長から求められたときは、これに応じ提出又は提示します。
- 2 私は、次の事項を給付金の支給要件として了解します。
 - (1) 一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - イ 申請時において、1年以上引き続き雇用することが見込まれること。
 - (2) 一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
 - (3) 雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。
 - (4) 一般公募予備自衛官が即応予備自衛官に任用されたときに雇用関係を有すること。
- 3 私は、この申請(変更届出)書の記載事項に変更があったときは、「即応予備自衛官育成協力企業給付金変更届出書」を、一般公募予備自衛官との雇用関係が終了したときは、「一般公募予備自衛官雇用関係終了届出書」を、速やかに提出することについて了解します。
- 4 私は、一般公募予備自衛官が教育訓練を修了することができなかつたとき又は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、申請が不認定とされることについて了解します。
 - ① 私が給付金の支給要件を満たさなくなつたとき。
 - ② 給付金の支給を受けるに当たり、私が偽りその他不正の手段を用いたとき。
 - ③ 私が自衛隊法(昭和29年法律第165号)第73条第2項の規定に反し、その雇用する一般公募予備自衛官に対し、予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたとき。
- 5 私は、教育訓練期間中の一般公募予備自衛官を雇用し、支給要件を満たし給付金の支給を受ける場合には、教育訓練残日数に応じて給付金が減額されることを了解します。

【支給申請書(変更届出書)記入に当たっての注意】

- 1 この申請(変更届出)書は、給付金の支給に係る一般公募予備自衛官(以下「対象一般公募予備自衛官」という。)を雇用する事業所の属する都道府県の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長(以下、「担当する自衛隊地方協力本部長」という。)に提出して下さい。
- 2 申請者が法人である場合は、主たる事業所(通常、本社をいう。)の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 ①「対象一般公募予備自衛官」欄の「住所」欄には、対象一般公募予備自衛官の住所を記入すること。「氏名」欄には、対象一般公募予備自衛官の氏名を記入すること。
- 4 ②「雇用期間の定め」欄は、対象一般公募予備自衛官の雇用期間の定めについて該当するものの番号を○で囲み、1を○で囲んだ場合には、その契約期間を記載するとともに、契約更新条項の有無について該当するものの番号を○で囲むこと。また、2を○で囲んだ場合には、1年以上雇用する見込みの有無について、該当するものの記号を○で囲むこと。(なお、1年以上雇用する見込みがない場合には、本給付金の支給を受けることができません。)
- 5 ③「週所定労働時間」欄は、対象一般公募予備自衛官の現在の週所定労働時間について該当するものの番号を○で囲むこと。変形労働時間制や隔週休2日制等の周期性がある場合には、1周期における所定労働時間の平均を週所定労働時間とすること。(なお、週所定労働時間が30時間未満の場合には、本給付金の支給を受けることができません。)
- 6 ④「訓練出頭時等の措置」欄には、休暇措置等を確認し得る書類又はその写しに記載された措置(例：特別休暇、勤務免除等)を記入すること。
- 7 ⑤「振込先金融機関」欄は、振込機関、口座名義、口座番号を記入すること、「振込機関」の「その他」は、銀行及び金庫以外の振込機関とする場合に記入すること。
- 8 ⑥「対象一般公募予備自衛官雇用事業所」欄の「事業所の名称」欄には、対象一般公募予備自衛官を雇用している事業所の名称(例：「○×株式会社△□工場」等)、「事業所の所在地」欄には、当該事業所の住所、「担当責任者の職・氏名・連絡先」欄には、本申請書の記入責任者の役職、氏名、電話番号を記入すること。
- 9 この申請書に掲げる事項に変更を生じたときは、この申請書の表題中、「変更届出」の部分で○で囲み、この様式により変更箇所を記入の上、必要に応じ添付書類を添えて速やかに担当する自衛隊地方協力本部長へ届け出て下さい。
- 10 給付金について不明な点がありましたら、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせ下さい。

発 簡 番 号
年 月 日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官育成協力企業給付金支給認定通知書

年 月 日付で貴社（殿）から申請（変更届出）のあった即応予備自衛官育成協力企業給付金について、支給要件を満たしていると認定し、下記のとおり支給する予定であることを通知します。

記

- 1 対象一般公募予備自衛官 ふりがな 氏名
- 2 支給番号 ○○○○
- 3 支給額 円
- 4 支給年月 年 月予定

(注)

- 1 本給付金は、貴社（殿）が支給要件を満たしている場合、一般公募予備自衛官が即応予備自衛官に任用された日の属する月の翌月の末日までに支給されます。即応予備自衛官に任用された一般公募予備自衛官1人につき上記支給額が支給されます。
- 2 貴社（殿）が給付金の支給を受けるにあたり、偽りその他不正の手段を用いたときは、給付金の支給の認定を取り消し、支給した給付金の返納を求めることがあります。

年 月 日

自衛隊〇〇地方協力本部長 殿

提出者 住 所

法人名
(法人番号:)
代表者名

一般公募予備自衛官雇用関係終了届出書

即応予備自衛官育成協力企業給付金の支給対象となっていた一般公募予備自衛官との雇用関係を終了したので届け出ます。

① 対象一般公募予備自衛官	ふりがな 氏名	
② 雇用関係終了年月日	年 月 日	
③ 対象一般公募予備自衛官雇用事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	担当責任者の職 ・氏名・連絡先	役職 氏名 (電話番号 — —)

【終了届出書記入に当たっての注意】

- 1 即応予備自衛官育成協力企業給付金支給申請（変更届出）書の送付後に、対象一般公募予備自衛官との雇用関係が終了したときは、この届出書により速やかに事業所の属する都道府県の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長に届け出てください。
- 2 提出者が法人である場合には、主たる事業所（通常、本社をいう。）の所在地、法人の名称、法人番号及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 ②「雇用関係終了年月日」欄には、対象一般公募予備自衛官が離職（退職、免職）等により貴社（殿）との雇用関係を終了した年月日を記入すること。
- 4 ③「対象一般公募予備自衛官雇用事業所」欄の「事業所の名称」欄には、対象一般公募予備自衛官を雇用している事業所の名称（例：「○×株式会社△□工場」等）、「事業所の所在地」欄には、当該事業所の住所、「担当責任者の職・氏名・連絡先」欄には、本届出書記入責任者の役職、氏名、電話番号を記入すること。

発 簡 番 号
年 月 日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官育成協力企業給付金不支給認定通知書

年 月 日付で貴社（殿）から申請のあった即応予備自衛官育成協力企業給付金について、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

記

- 1 対象一般公募予備自衛官 ふりがな 氏名
- 2 不支給認定の事由

発 簡 番 号
年 月 日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官育成協力企業給付金認定取消通知書

即応予備自衛官育成協力企業給付金の支給について、下記のとおり支給の認定を取り消すこととしたので通知します。

記

- 1 対象一般公募予備自衛官 ふりがな氏名
- 2 支給番号 ○○○○
- 3 支給の認定を取り消す日 年 月 日
- 4 支給認定の取消事由

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官育成協力企業給付金返納通知書

下記の金額を返納されたい。なお、別途納入告知書が送付されるので、その指示に従われたい。

記

対象一般公募予備自衛官	ふり 氏	がな 名	
	支給番号		
返 納 金 額			円

注： 上記金額に加え、給付金を支給された日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利7.3パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として納付されたい。また、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として納付されたい。

別記様式第7

即応予備自衛官育成協力企業給付金支給実績報告書

〇〇年度

区分 方面隊	一般公募予備自衛官のうち 即応予備自衛官への志願者		申請書 受付件数	支給件数	支給額	備考
	全体数	うち当年度志願者数				
北部方面隊						
東北方面隊						
東部方面隊						
中部方面隊						
西部方面隊						
合計						

【記入上の注意】

- ア 「支給件数」欄には、当該年度において支給した件数を記入する。
- イ 「一般公募予備自衛官のうち即応予備自衛官への志願者数」の「全体数」欄には、当該年度末時点における教育訓練未修了者で翌年度以降に修了が見込まれる志願者数を記入する。また、「全体数」欄及び「うち当年度志願者数」欄にはかっこ書きにそのうちの女性の数を記入する。
- ウ 「備考」欄には、特記事項を記入するとともに、当該年度内に申請の不支給認定に係わる状況が生起した場合には不支給認定通知書を送付した件数を、当該年度内に減額のうえ支給した状況が生起した場合には件数及び支給額計を記入する。(例：減額2件 支給額計720,000)